

議案第 105 号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を次のように定めることに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項に規定する協議をすることについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年三重県指令政策第 17-868 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。